

【平成29年10月23日開催 平成29年第10回川島町教育委員会定例会決定】

方針 出丸小学校及び小見野小学校の廃校に伴う、平成30年度からの財産管理ならびに施設開放の取り扱いについて

この方針は、平成30年3月31日を以って、出丸小学校と小見野小学校が廃校となるに伴い、現在、この学校を利用している団体等に配慮するとともに、公民館活動による施設の利活用を図る観点から、同年4月1日以降、校舎、体育館および運動場を開放するものである。

区分	～平成29年度	平成30年度～	備考
校舎	<p>行政財産（教育財産・学校施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校設置条例に「学校施設」として位置付けあり 	<p>普通財産（暫定的）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区公民館で、廃校後の跡地・施設を、公民館活動で利活用する意向があることから、<u>公民館及び公民館の利用団体に開放することとする。</u> 施設の適切な維持管理、利用者の利便性に配慮して、<u>常時開放、人員配置も検討することとする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利活用を検討し、正式に、再供用が開始されるまでの間、暫定的に、普通財産として管理するものである。 施設の管理及び開放については、当面の間、教育委員会が担当するものとする。
体育館	<p>行政財産（教育財産・学校施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校設置条例に「学校施設」として位置付けあり 学校体育施設開放及び管理条例で「登録団体開放」あり <p>参考) 利用団体数 (H29)</p> <p>出丸小学校 : 4団体 (バレー、ソフトバレー、剣道、フラバール)</p> <p>小見野小学校 : 4団体 (インディアカ1、ソフトバレー3)</p>	<p>行政財産（暫定的）</p> <ul style="list-style-type: none"> 現利用団体等の体育館利用に配慮して、<u>現在、体育館を利用する団体や地縁団体に開放することとする。</u> 廃校後も、学校施設を管理、開放できるよう例規を整備するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利活用を検討し、正式に、再供用が開始されるまでの間、暫定的に、行政財産として管理するものである。 施設の管理及び開放については、当面の間、教育委員会が担当するものとする。
運動場	<p>行政財産（教育財産・学校施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校設置条例に「学校施設」として位置付けあり <p>参考) 利用団体数 (H29)</p> <p>出丸小学校 : 1団体 (グランドゴルフ)</p> <p>小見野小学校 : 2団体 (野球、グランドゴルフ)</p>	<p>行政財産（暫定的）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民に配慮して、<u>現在、運動場を利用する団体や地縁団体に開放することとする。</u> 廃校後も、学校施設を管理、開放できるよう例規を整備するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利活用を検討し、正式に、再供用が開始されるまでの間、暫定的に、行政財産として管理するものである。 施設の管理及び開放については、当面の間、教育委員会が担当するものとする。